

千葉県告示第787号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年9月25日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月25日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
若松町152号線	若葉区若松町502番263から 若葉区若松町480番10まで	令和元年9月25日